

経営会議の内容

件 名	大和山市税条例の一部改正（法改正に伴い猶予制度の所定の事項を規定）について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成２７年１０月２７日（火）１０：４５ ～ １１：１０ 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、収納課長
提 出 理 由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 換価の猶予は、過去に件数が多かった時期はあったのか。 （所管部）過去にさかのぼっても、大幅に増えた時期はなく、他市においても同じ傾向である。 ・ 任意の分割納付については、地方税法に基づく運用の中で実施しているのか。 （所管部）任意の分割納付に関しては、職権の範囲で行っているもので、明確な法的根拠はなく、今回の法改正によっても定められていないが、納税者の生活を守るために、全国の自治体で実施されている実態がある。神奈川県都市税務連絡協議会でも、法的に不明確な中で任意の分割納付を行うことに関しては、課題として挙げられているところであり、今後対応について検討していく予定である。 ・ 条例改正後も、任意の分割納付は続けていくということによいか。 （所管部）法改正にあたって、県内各市でも任意の分割納付のあり方について議論があったが、現状を考慮すると継続せざるを得ないものと考えている。 ・ 条例改正によって、猶予制度に関して具体的に規定されるので、その内容を市民も詳しく知ることになると思う。任意の分割納付を行った結果、納税がされなかったというような事態が起こった場合に、地方税法に沿った取り扱いをしていないことに関して市民感情に懸念があるので注意が必要だと考える。 （所管部）任意の分割納付は徴収の猶予や換価の猶予に該当せず、一括納付できない方に対して救済措置として行っているものである。結果的に約束が守られない場合は差押などの処分を行うが、運用については適宜検証し、しっかりと対応していく。 ・ 条例の要件を満たす場合には、任意の分割納付は行わないということによいか。 （所管部）要件を満たす場合には、条例に基づいて猶予制度を認定していく。 ・ 猶予制度と任意の分割納付は、市民の視点に立つとどちらが有利なのか。 （所管部）要件を満たす場合には、猶予制度を活用したほうが、延滞金の免除などもあるので有利だと考えられる。ただし、換価の猶予でいうと、過去の滞納状況も考慮するなど、厳しい要件があるので、猶予制度を活用するにはハードルが高いものと捉えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。